

ご案内

「臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請は済みですか
申請期限は11月30日(水)までです

「臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請は11月30日(水)までとなっています。期限を過ぎると申請できなくなりますので、該当する方でまだ申請がお済みでない方はお早めに申請をしてください。対象者と見込まれる方には、8月に申請書をお送りしていますが、対象となるにもかかわらず申請書が届いていない場合は、健康福祉課までお問い合わせください。

【臨時福祉給付金】
◆支給対象者
平成28年度分の町県民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、課税者の扶養に入っている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外となります。
※前回の高齢者向け給付金の支給対象者も受給できます。

◆支給額

対象者1人につき3千円

【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】

◆支給対象者

臨時福祉給付金の支給対象者のうち障害基礎年金・遺族基礎年金の平成28年5月分の受給がある方(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

◆支給額

対象者1人につき3万円

◆各給付金の申請窓口および申請時間

健康福祉課

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

☎7216934

◆ご注意

平成28年1月1日時点(基準日)で住民登録している市町村で期間内に申請し

てください。(申請期間は市町村によって異なります。)

◆振り込め詐欺にご注意ください

この給付金受給のために町から手数料の振り込みを求めるとは絶対ありません。給付金を口実とした不審な電話があった場合は最寄りの警察署へご連絡ください。

ただし申請後に申請書などの内容に不備があった場合は、役場から電話連絡をさせていただきますので、ご協力ください。

「労働困りごと相談会」を開催します

県労働委員会では職場の中で起きている、賃金や退職、人間関係などに関する困りごとや疑問について相談を受け付けています。相談は無料で秘密は厳守します。現地相談会では、労働問題に精通している労働委

員会委員が対応します。予約は不要ですのでお気軽にご相談ください。(電話予約による時間指定は可能です)

◆日時

12月4日①午前10時から午後4時まで

◆会場

・須賀川市産業会館1階会議室および1階研修室
(須賀川市花岡34-2)

・県会津若松合同庁舎1階会議室および3階会議室
(会津若松市追手町7-15)

◆電話相談

県内全域が対象

12月4日②午前10時から午後5時まで

③県労働委員会事務局(福島市中町8-2自治会館4階)

☎024-521-7594